

入居しはじめたときは元気でも、加齢や病気により身体機能や判断能力が低下していくことがあります。ここでは、入居前にあらかじめ知っておくとよいことや、主にホームに入居している間に直面するかもしれないことがらを、Q&Aやコラムなどでご紹介しますので、ご家族と一緒に読みいただくなど、参考にしてください。

### Q&A 職員配置基準

**Q.** 入居者3名につき介護職員や看護職員が1名以上いなければいけないはずなのに、このホームでは夜間の職員数がこれよりも少ないのですが。

**A.** 介護付有料老人ホームでは、要介護の入居者3名（要支援の入居者は1名につき0.3名として計算）につき常勤換算（21ページ参照）して1名以上介護・看護職員を配置することとされています。1週間のうち勤務する時間数をもとに計算している人数のため、実際に常にこれだけの人数の職員がいるというわけではありません。また、通常は日中の時間帯により多くの職員を配置しているため、必ずしも夜間にこれだけの人数の職員がいるとも限りません。

住宅型有料老人ホームの場合、職員配置に関する人数の基準はなく、ホームにより異なります。

なお、介護付・住宅型のいずれについても、東京都の指針により、入居者の状況に応じて夜間の介護や緊急時に対応できる人数の職員を確保することが必要とされています。





## 認知症について

### ① 認知症とは？

認知症とは、アルツハイマー病、脳梗塞、脳出血などが原因で脳のはたらきが悪くなり、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能や認知機能が低下した状態をいいます。

認知症は、高齢期には誰でもなる可能性のある身近なものであり、有料老人ホームにおいても、認知症の方への支援は欠かせません。

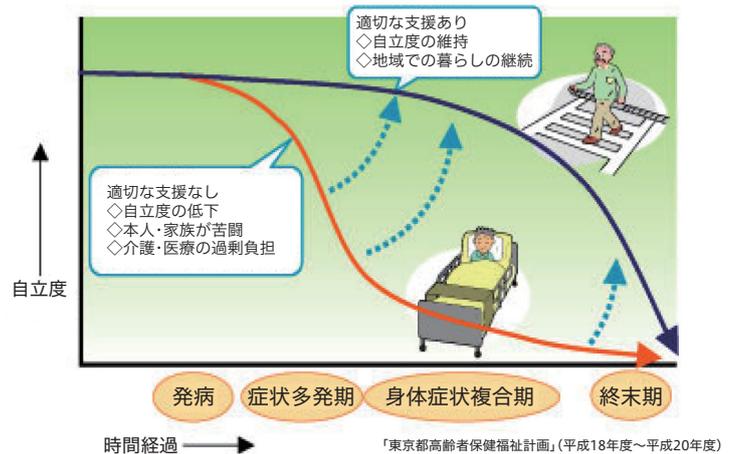
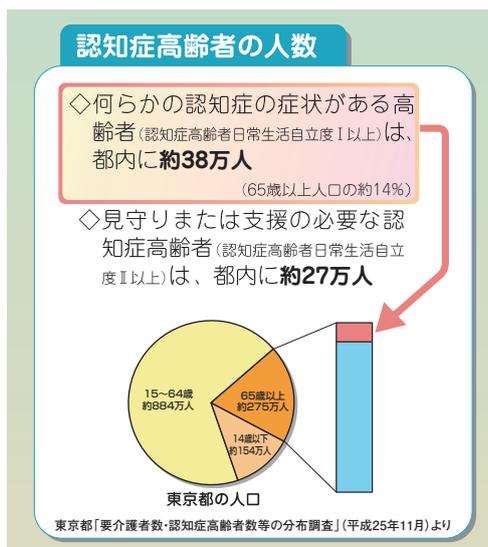
### ② 早期発見・治療が大切です

認知症は多くの場合、現在の医学では治癒させることが困難ですが、一番多いアルツハイマー病については、一定の期間進行を遅らせることのできる薬があります。また、外傷や薬の副作用によって認知症と似た症状が出ることもあるので、早期に診断を受けて適切な治療を始めることが大切です。

### ③ 認知症の方に対するケア

認知症の方は、記憶力の低下に加え、時間や場所等の見当をつけることや判断力など、様々な認知機能が低下するため、生活する上での支障が徐々に増えてきます。しかし、認知症になってもできることや分かることはたくさんあります。また、症状が進行しても感情は豊かに残されており、ご本人なりの暮らしがあるので、ご本人の意思や意向をくみ取る姿勢が大切です。

有料老人ホームにおいても、ご本人が有する能力に応じた支援を提供できれば、認知症が進行しても継続して暮らしていくことが可能です。ホームを選ぶにあたっては、職員の資質向上や、地域・医療との連携にどのように取り組んでいるか確かめるようにしましょう。



## Q&A 成年後見制度などの利用

**Q.** 認知症で判断能力が低下した場合に活用できる制度には、どのようなものがありますか。

**A.** 代表的なものとしては成年後見制度があります。任意後見制度と法定後見制度の2つがあり、前者は判断能力があるうちにあらかじめ自らが選んでおいた代理人と任意後見契約を結ぶのに対して、後者は本人の判断能力が低下した後に、申立てに基づき家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の財産や契約に関する法律行為を補助・代理します。(任意後見制度については下の「知っておこう 任意後見制度について」もご参照ください。)

このほか、成年後見制度を利用するほどではないけれども、自分ひとりで福祉サービスの契約などの判断をすることが不安だったり、お金や通帳など大事な書類の管理に困っている方を対象に、日常生活の範囲内で支援する事業として「日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)」があります。利用に当たっては各区市町村の社会福祉協議会等と契約を結ぶ必要があります。

(これら制度や事業の利用を相談する場合は、41ページの「成年後見制度に関するご相談先一覧」などをご参照のうえ、お問い合わせください。)

### 知っておこう

## 任意後見制度について

任意後見制度とは、将来、認知症などで判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、支援してほしい人(任意後見受任者)や支援内容をあらかじめ自分で決めておく制度です。

### 任意後見が始まるまでの流れ

- ① 本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ誰に何を代理でお願いするかを、公証人の作成する公正証書に記載し(任意後見契約)、法務局で登記する。
- ② 本人の判断能力が低下した後に、任意後見受任者等が家庭裁判所に申し立てる。
- ③ 家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、その監督のもと任意後見人としての支援が始まる。

任意後見に関して、不適切な契約や財産侵害などのトラブルも発生しています(※)。任意後見受任者を選ぶ際には、本当に信頼できる人を選ぶことが重要です。また、任意後見契約を結ぶ際には、契約方法・内容をよく確認する必要があります。安心して任意後見制度を利用するためにも、公的な機関等に相談することをお勧めします。

※東京都福祉保健局のホームページで任意後見制度に関して詳しく説明していますので、併せてご参照ください。

「任意後見制度に関係する悪質な犯罪行為にご注意ください」

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/sodan/kouken/kouken\\_kakki.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/sodan/kouken/kouken_kakki.html)

## 高齢者虐待と身体拘束について

### ① 高齢者虐待って何？

高齢者虐待とは、家族や、社会福祉施設・介護サービスの従事者等が行う以下の行為です。

- 身体的虐待・・・暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
- 心理的虐待・・・脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。
- 性的虐待・・・本人が同意していない、性的な行為やその強要
- 経済的虐待・・・本人の合意なしに財産や金銭を使用し、又は本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
- 介護・世話の放棄・放任・・・必要な介護サービスの利用を妨げる、世話をしない等により、高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること。

### ② 有料老人ホームを選ぶ際に

ホームの職員等による虐待は許されるものではなく、その防止に当たっては、介護サービス事業者が組織として、従事者等の意識や介護技術の向上、ストレス緩和、労働環境の整備などに取り組んでいくことが大切です。

法律(※)では、高齢者虐待防止のための職員研修の実施や苦情処理の体制整備等が、介護サービス事業者に義務付けられています。

有料老人ホームを選ぶ際には、研修の実施状況や利用者・家族からの苦情や相談をどのように受けているかなど、事業者としての取組姿勢についても確認しておくといでしょう。

※高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

### ③ 身体拘束について

ベッドや車いすからの転落防止等のために、入居者をベッド柵で囲んだり、車いすにベルトで固定したりするなどの身体拘束は、「緊急やむを得ない場合」を除き高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

「緊急やむを得ない場合」とは、以下の3要件すべてを満たす場合に限られます。その判断は、ホーム関係者が幅広く参加したカンファレンスで行う必要があります。

- 切迫性:利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる危険性が著しく高いこと。
- 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

身体拘束を行う場合、ホームからの十分な説明と、入居者本人や家族の理解が必要となります。また、ホーム職員は常に観察、記録、再検討し、これらの要件に該当しなくなったときは直ちに拘束を解除しなければならないものです。

### ④ ホームで虐待を受けてしまったら？

有料老人ホームでの虐待や不適切なケアについては、気付いたときにすぐ、職員に説明を求めたり、施設の苦情対応窓口などに相談したりすることも大切です。

なお、それでも解決が図られない場合は、ホームがある区市町村の高齢福祉主管課などにご連絡ください。高齢者虐待の通報窓口は、41ページをご覧ください。

## Q&A ホームで怪我をしてしまったら

**Q.** ホームに入居中の家族が転倒して怪我をしました。私は身元引受人なのですが、どうしたらよいでしょうか。治療費などについて補償を求めることはできますか。

**A.** 高齢になるとちょっとした段差などでのつまづきにより、転んでしまうことがあります。特に居室に一人でいる間は、介護職員の目が届きにくいこともあり、転倒による怪我が起こりがちです。まずは施設長やケアに当たっていた職員に、怪我の経緯や日頃のケアも含めた対応についての説明や、ケアプランを作成している場合は介護記録の提示などを求めるとよいでしょう。

それでも納得できる説明が受けられない場合、各ホームには苦情処理に関する規定がありますので、それにより本社の相談窓口などに問い合わせるという方法もあります。補償に関しては、ホームが加入している賠償責任保険(重要事項説明書に記載されています。)の損害保険会社と相談してもよいでしょう。



## コラム ホームでの看取りについて

ホームには高齢になってから入居するため、選んだホームが終のすみかとなることもあります。最近は「看取りに対応できる」ことをうたうホームも増えてきています。入居時に人生の最期を意識することはあまりないかもしれませんが、まずはご家族とともに、看取り介護に関するホームの方針について説明を受けておきましょう。具体的には、看取り介護の考え方やこれまでの看取りの実績、ホームにおいて対応可能な医療行為の選択肢、医師や医療機関、訪問看護との連携体制などについて確認し、ホームが何をして(できて)、何をしない(できない)のか把握しましょう。また、介護職員は日頃の生活を通じて入居者の状態変化に気付きやすい立場にあることから、ホームにおいて介護職員と看護職員の連携がきちんと取れていることも必要です。

人生の終末期についての希望をあらかじめ考えていても、看取りの時期になるとご本人やご家族の気持ちが揺らぐこともあるかもしれません。また、予期しない容態の急変により医療機関への緊急搬送が必要となるなど、結果として事前の希望に沿えない状況になることもありえます。いずれにしても、日頃からホーム職員との信頼関係を築いておくことが最も大切です。

看取り介護も日常の介護の延長線上にあります。これからホームでどのような生活を送りたいかという希望を、元気なうちからご家族やケアマネジャー、ホーム職員、主治医と話し合い、ご自身の考えを伝えておくことが、ホームでの納得のいく安心した生活につながります。